

4 相続税に関する税理士損害賠償事例と防止策

後 宏治 (うしろ こうじ)

プロフィール

税理士法人UAP・税理士・公認会計士。1989年早稲田大学政治経済学部卒業。1992年公認会計士登録。1995年税理士登録。2005年筑波大学大学院博士前期課程ビジネス科学研究科企業法学専攻修了。2006年税理士法人UAPを設立しパートナー就任。

【主要著書】『守りから攻めへの相続対策実務Q&A』『中小企業のための会社分割の実務と手続き一切』などの他、執筆論文に第29回日税研究賞入選論文「相続税法における種類株式の評価」等多数

はじめに

相続にあまりなじみのない税理士が相続税申告業務を扱うとき、相続人等である納税者とのトラブルが発生するリスクが比較的大きく、最悪の場合には訴訟にまで至るリスクが伴う。トラブルを回避し、訴訟リスクを最小限に抑えるためにはどうしたらよいか、実際に起きた公表されている賠償事例を紹介し、申告実務を行う上で注意すべきポイントを解説する。

1 相続税申告業務の特徴

相続に係る申告業務は、税理士が日常扱う法人税・消費税、所得税と異なり、下記のような特徴を有する。

① 少ない経験頻度

法人税等は毎年同じ業務を繰り返し継続する性格のなじみのある業務であるのに対し、普通の税理士にとって、相続税は関与が薄い税目であり、その業務は申告そのものを経験する機会があまりない、という性格を有する。

平成24年9月末日現在の税理士登録者は73,286人（日本税理士会連合会HP参照）であるのに対し、直近の相続税の申告が必要となる被相続人の数は49,891人（平成22年度、国税庁HP参照）である。H17年からH21年の間の申告対象となる被相続人はおおむね45,000人～48,000人の間で推移している。

これらのデータから、平均的な税理士が1年間で取り扱う相続税の申告件数は、0.6～0.7件と計算される。つまり、平均的な税理士にとって、相続税の申告件数は3年に2回程度しかなく、経験を蓄積するにはあまりにも頻度が少ないと考えられる。

② 特例の存在と毎年の改正

相続税の計算構造は比較的シンプルで、遺産額に税率を乗じて税額を算出するものであるが、そこに至る前に、多様な特例が選択可能なものとして用意され、これら特例が一般にかなり選択利用されている。よく知られているものに、相続税の配偶者控除、小規模宅地等の評価減、農地の納税猶予制度、非上場株式の納税猶予制度などがあり、これら特例には、頻繁に要件等が改正されるという傾向があり、精通するには非常に困難である。

③ 周辺知識の多様性

相続税法だけの知識では多くの場合相続業務を円滑に行うことができない。相続業務に必要とされる知識は、相続税に係る法令通達（これだけでもかなりの量があるのだが）だけではなく、その前提となる民法（特に親族法、相続法）、借地借家法などの私法関係、土地の評価方法（一般の評価方式と国税庁方式）や株式の評価方法（一般の評価方式と国税庁方式）といった財産の評価関係、生命保険や損害保険関係の知識など多様なものが必須である。

これに加えて、最近では、国際化の進展に伴い、外国法に係る知識や国外財産の評価関係の知識も必要となってきており、その多様性に拍車がかかっている。

④ 不慣れな納税者

相続を迎えた納税者にとって、肉親の死は通常一生に一度か二度で、その多くは突然やってくる。その中には今まで税金と関係したことがなかった人が多く含まれていたり、税金の申告に不慣れな人がいたりする。この点が、他の税目と異なる相続税の最大の特徴である。

このような人にとって、税理士は、相続税だけでなく、相続全般についての専門家のようにも見え、ミスのない申告をするだけでなく、社会保険や名義変更など相続手続全般に関するアドバイス、遺産分割協議の進め方への指導、相続人間でもめない対策への対応まで、円満な相続について全般的な関与を期待されることも多い。

⑤ 強い節税ニーズによる選択と分割

一般に、遺産分割の仕方や土地の分割の仕方により納税額が減少する場合もあるところ、最終的には、納税者に特例の選択や各種の意思決定をしていただくこととなるが、その際の最優先の動機が節税であることもよく見ら

れる。

相続税申告業務には、以上のような特徴があるため、納税者は、税理士に任せていればすべて安心といった過度な期待を抱きながら、節税についてはシビアに結果を求める傾向がみられる。他方、税理士は、十分な経験が積めず受け身の姿勢で業務を行いがちとなり、また必要とされる知識が膨大である上、改正が頻繁にあるため、必要な情報になかなか精通することができない。

このような状況であるにもかかわらず、税理士は、過不足のない適正な納税を実現し、相続人等の納税者の方々に満足してもらう義務があるとされている。

提供した業務につき特に問題なく終了すれば万歳であるが、ちょっとしたミスや説明が不十分であることから、納税者とトラブルになるケースも見られる。深刻なトラブルの場合には損害賠償請求もなされ、和解の上任意に支払に應ずるか、裁判で争うかの選択を迫られる場合も想定される。

そうした事態を避けるために、相続税の申告業務にはどのようなトラブルが想定されるのか、また、そのトラブルを回避するためにはどうすればよいのかを事前に把握しておく必要がある。

2 相続税の申告業務に係る損害賠償事例

相続税申告実務において具体的にどのようなトラブルがあるのか、入手可能な「税理士職業賠償責任保険事故事例」や公表された裁判例などで確認できる損害賠償事例を類型別(1)に整理し解説する。なお、納税者がどういう理由で税理士の責任を問うているのかを知り、業務の参考とするため、結果的に裁判では認められなかった納税者の主張（＝税理士が勝ったケース）も確認できるものはあわせて紹介する。

① 法令通達過誤事例

この類型は、法令通達の不知や誤解、事実確認の不足、当てはめ誤りや判断ミスなどにより、相続税業務に係る基本的な事項について、税理士が失敗したトラブル事例である。

相続税の申告業務の依頼を受けた場合には、まず、被相続人の財産を調査する必要がある。基本的には相続人から受け取った資料に基づき財産目録を作成していくことになるが、資料提供を受け身で待っているだけでは思わぬところから財産が現れて、後日トラブルにな

る可能性がある。

そのため、健全な猜疑心を持って、入手した資料を慎重に分析し、他に財産がないか積極的に確認しなければならない。特に相続人は、課税される財産かどうかかわからず、こちらから言わないと、情報提供をしない場合も見受けられるので注意が必要である。

下記のケース1は、相続税の申告を国内財産のみで行い、海外財産について申告しなかったことから税理士が損害賠償請求を受け、裁判所がそれを認めた事例である。

(ケース1) 海外財産の計上漏れ⁽²⁾

【概要】

税理士は、かつて被相続人の所得税の確定申告をした際に、海外における医療費に関する資料を受け取った経験があったことから、被相続人は海外資産を保有している可能性が高いと認識していたが、相続人である納税者に対して、海外資産に関する資料の提供を求めたり、海外資産の有無についての調査を求めたりしたことはなかった。そのため、納税者は、相続税の申告に当たって、海外資産について特に調査をすることもなく、海外資産に関する何らの資料も提供しなかった。そして、税理士は、海外資産は全く存在しないものとして相続税の申告を行ったところ、後日、課税当局による税務調査が開始され、納税者は、修正申告、重加算税の納付を余儀なくされた。

【納税者の主張】

被相続人が海外に別荘と預金を有していたことから、納税者が税理士に相続税の申告手続に必要な資料を提供するに際して、海外資産はどうすればよいのかを尋ねたところ、税理士は、「海外の件は調べなくてよい。」「お国が違うんだからいいんだ。」などと誤った指示をし、海外資産について何ら確認、調査することなく国内資産のみを相続財産として申告書を作成し、相続税を申告したが、このことは債務不履行に当たるとして損害賠償請求を行った。

【裁判所の判断】

税理士は、専門家として高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解されるので、委任者から提供された資料が不十分であったり、委任者の指示説明が不適切であるために、これに依拠して申告書を作成すると適正な税務申告がされないおそれがあるときは、委任者に対して追加の資料提供や調査を指示し、不十分な点や不適切な点を是正した上で税務申告を行う義務を負うものというべきであり、相続税の申告に際して海外財産が相続財産から漏れることがないように、納税者に対して、海外財産に関する資料の提出を求めるとともに、そのような資料が手元に存在しないのであれば、海外財産の存否及びその内容を調査するよう指示すべきであったのに、これらの措置を何ら執ることなく漫然と、納税者から交付を受けた国内資産に関する資料のみに依拠して申告書を作成しているが、このような行為は、税務の専門家として適正に相続税の申告をすべき注意義務に違反したものであるといわざるを得ない。

特に最近では国際化の進展に伴い、海外案件の増加が顕著であるので、必ず相続人等に質問し、海外財産についても十分な調査が必要となってきた。

相続税申告業務の初期の段階では積極財産

のほかにも被相続人の債務を網羅的に調査する必要がある。大きな金額の債務が後日見つかった場合には、次のケースのように不利に扱われてしかも取り返しのつかないこととなる場合もあり、注意が必要である。

(ケース2) 2億円の借入債務の脱漏⁽³⁾

【概要】

税理士が被相続人の相続税の申告を行った際に、住宅金融公庫からの多額の借入金債務の存在を念頭に置かないまま遺産分割協議書作成の事務を行った結果、配偶者の税額軽減措置を限度額いっぱいには利用できないこととなり、不利な申告を行ったことが、税理士の過失といえるかについて争われた。

【納税者の主張】

申告書類には、税理士に提示した資料から当然判明するはずの住宅金融公庫からの2億円余りの借入金が入脱漏しており、遺産分割協議書作成に際しては、借入金債務の存在を念頭に置いていないために、借入金金額を配偶者が負担するものとしていたことから、配偶者の税額軽減措置を限度額いっぱいには利用できなかったが、この不利益は税理士の過失に基づくものであり、債務不履行に基づく損害賠償金の支払を求める。

【裁判所の判断】

税理士事務の履行補助者である職員が住宅金融公庫からの2億円余りの借入れについて明瞭に記載された預金通帳の提出を受け取っていたことが認められる。また、納税者らが当面の相続税の額をできる限り少なくしてもらいたいとの希望を持っていることも承知していたのであるから、対価を得て税務事務を行う税理士としては、遺産分割協議をする際の資料ないし選択肢の一つとして、借入金債務の存在を念頭に置いて、その場合に配偶者控除をできる限り多く使えるような遺産分割協議の方法はどうであるかについて、遺産分割協議書案の提示又はそれに代わる助言をすべき職務上の義務があったといえる。しかし、税理士は、より有利な遺産分割の案があり得ることを提示ないし助言せず、納税者は、より有利な税務申告の方法を検討する機会を失ったといえ、税理士にはこの点について過失がある。

遺産の調査が終われば、特例の適用の可能性を検討しつつ、納税額を算出することになるが、基礎控除の金額決定等の計算要素となる法定相続人の数や、分割協議の目安となる法定相続分は民法の定めを基礎として相続税法で一部修正を加えているため、十分に理解

し、ミスのない申告をしなければならない。

次の二つのケースは、税理士が相続税額算出の基本的な箇所の間違えてしまった事例であり、いずれも損害賠償金を支払い、かつ、税理士職業賠償責任保険の支払対象にもなったものである。

(ケース3) 法定相続人の数、法定相続分の誤計算⁽⁴⁾

【概要と納税者の主張】

被相続人には配偶者、長男、長女、二男の他に長男の妻と長男夫婦の実子3人の養子があり、長男の妻は被相続人の相続開始日より前に死亡していた。代襲相続人である長男夫婦の実子の3人は被相続人の実子とみなされ(相基通15-4)、法定相続人は配偶者、長男、長女、二男、代襲相続人3人の計7人となる。税理士は、養子の数の制限の1人のみを実子に加え法定相続人5人として申告した。また、法定相続分の計算においても代襲相続人は、代襲相続人としての相続分と養子としての相続分を合算して法定相続分となる(相基通15-4(注))ところを誤って計算していた。更正の請求期限も過ぎていたため、これら誤りは税理士の責任であるとして納税者は損害賠償請求を行った。

【保険会社の判断】

税理士の相続税法の不知がミスの原因と思われるとして、税理士職業賠償責任保険金が支払われた。

(ケース4) 2割加算対象者誤り⁽⁵⁾

【概要と納税者の主張】

被相続人の長男の配偶者が被相続人の養子になっていたところ、税理士は、この長男の配偶者を相続税額の2割加算の対象者であると判断して申告を行った。納税者からの指摘により誤りに気づいたときには更生の請求期限を過ぎていて、税務署長への嘆願でも回復できなかったため、税理士は損害賠償請求を受けた。

【保険会社の判断】

適用要件を誤って申告した税理士の過失は明らかであり、賠償責任があるとして、保険金を支払った。

以上のほか、相続税の申告実務でトラブルになりがちなのが、土地の評価である。

土地の評価は財産評価基本通達に則って行うことが通常であるが、特殊な土地については、基本通達だけでは足りず、個別通達や課

税庁の解説本などを幅広く調査して、適切に評価する義務があるとされている。そこまできないと、次のケースのように責任問題になってくるので注意が必要である。

(ケース5) 土地評価個別通達の見逃し⁽⁶⁾

【概要】

相続税の申告を受任した税理士が、相続財産に含まれている「容積率が異なる2以上の地域にわたる宅地」と「都市計画道路予定地の区域内にある宅地」の評価を誤り、過大な税負担が生じたとして、納税者から損害賠償請求を受けた。

【納税者の主張】

被相続人が死亡した時には、容積率が異なり都市計画道路予定地の地域内に存在した宅地の評価方法を定めた相続税財産評価個別通達が存在していたところ、その後、財産評価個別通達の一部改正が実施され、財産評価基本通達20-5により、従来の個別通達で制定されて

いた取扱いが明確にされた。税理士は、本件相続税の申告をした時点では、平成11年財産評価基本通達20-5と同一内容である各個別通達に従い、相続税申告手続きをすることができたので、相続税納付においては、個別通達を適用し、相続税納付申告をすべきであった。

【裁判所の判断】

「容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価」及び「都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価」について、個別通達が存在したのであるから、これを見過ごしていた税理士に落ち度があるのは明らかである。専門家である税理士が基本通達のみ調査で責めを免れるという道理があるはずがない。しかし、この点は嘆願により是正されており、この点の落ち度による原告主張の損害はない。

なお、ケース5の「容積率が異なる2以上の地域にわたる宅地」と「都市計画道路予定地の区域内にある宅地」などについては、そもそも評価対象土地がこのような特殊な土地であるかどうか認識することが困難である。行政法上の規制が及んでいるこれら土地については、登記簿謄本や現地調査だけでは把握することが難しく、必ず役所調査を行うことが必須である。

さらに、条件によっては、財産評価基本通

達で評価を終了させてはいけない場合があり、税理士は常に一般の時価ならいくらになるのかを意識しながら土地の評価を進めていく必要がある。次のケースは、評価通達の路線価方式による評価では十分ではなく、路線価評価額が時価を上回っていることが明らかな一定の場合には、不動産鑑定評価等を依頼し適正な時価を算定してもらい、その時価により相続税の申告を行う義務があることを明らかにした判決である。

(ケース6) 宅地の路線価評価と不動産鑑定評価⁽⁷⁾

【概要】

相続税の申告をした税理士が、平成7年10月18日付日本経済新聞に、バブル崩壊による地価の急落により、路線価が実勢価格を上回る「逆転現象」が生じ、不動産鑑定士作成の鑑定書により相続税申告をするケースが増えているなどとした解説記事が掲載されたことを受け、その1カ月後に納税者に不動産鑑定評価による更正の請求をすることを助言したところ、更正の請求期限まで時間がなく、一部の不動産鑑定評価が間に合わなかったため、納税者に損害が生じたとして、税理士に損害賠償請求がなされた。

【納税者の主張】

平成7年10月18日の日刊紙に、前記の大阪地裁判決が掲載され、そこには土地の実勢価格が路線価を下回っているとか、不動産鑑定士評価による申告が増えているとか報じているのであるから、税理士は、早急に不動産鑑定士の評価に基づく更正の請求を助言し、指導する義務があった。しかし、税理士がこれを納税者に伝えたのは平成7年11月の終わりころだったため、更正の請求の法定期限である同年12月27日までに一部の各土地分しか鑑定結果を得られなかった。税理士が同年10月18日以降直ちに助言し、指導していれば、他の土地全部について、不動産鑑定士による鑑定をすることができたはずであり、より多く還付されていたはずである。納税者は、一部還付を受けられない損害を被ったので、税理士はその損害を賠償すべきである。

【裁判所の判断】

税理士は、市街地にある宅地の相続税申告に際しては、原則として路線価方式による評価をして申告すればその注意義務を尽くしたといえるが、当該宅地の存する地域において路線価が実勢価格を上回っており、実務上も不動産鑑定士による宅地評価が数多くなされ、所轄税務署長が路線価方式ではなく鑑定書記載の価額による財産評価を受け入れる可能性が高いという事情が認められる場合には、依頼者の利益のため、不動産鑑定士の評価による相続税申告や、既に路線価方式で行った相続税申告に関して更正の請求をすることを助言し、指導する注意義務を負うことがあるというべきである。

② 特例適用過誤事例

この類型は、相続税実務において、適用可能であった特例の適用を税理士が失念したり、手続きを誤ったりして、特例の適用を受けることができず、納税者との間でトラブルとなる

事例である。

次のケースは一般によく使われている特例の適用を税理士等が失念したため損害賠償責任を問われ、保険金が支払われた事例である。

(ケース7) 小規模宅地等減額特例の失念⁽⁸⁾

【概要と納税者の主張】

被相続人が小規模宅地等減額特例の適用要件を満たしており、対象土地部分の50%減額の適用を受けることができたにもかかわらず、税理士法人がこの特例適用を失念して、相続税申告書を作成し提出したところ、納税者に損害賠償金を支払うこととなった。

【保険会社の判断】

税理士法人が小規模宅地等減額特例の適用を怠ったことによる過失責任は明らかであり、賠償責任があるとして、保険金を支払った。

相続税の各種特例においては、その適用要件が厳しく決められており、その中でも申告要件など手続要件については、その要件を満たさないと後日のやり直しがきかないものが多いため、要件を慎重に把握し、手続をもち

なく行わなくてはならない。

ケース8は、添付書類を失念したため、農地の納税猶予特例が受けられなくなり、税理士の責任が問われたものである。

(ケース8) 農地の納税猶予特例での必要書類添付失念⁽⁹⁾

【概要】

相続税の申告をした税理士が、農地の納税猶予特例の適用申請も依頼されたにもかかわらず、適用要件となっている「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」及び「担保提供署」の申告書への添付を怠ったため、納税者が特例の適用を受けることができなかった。

【納税者の主張】

税理士が本件申告書に本件証明書等を添付しさえすれば、本件土地について本件納税猶予措置を受けることができたことが明らかである。

【裁判所の判断】

税理士は、納税者から相続税の申告手続を受任するに当たり、納税猶予措置を受けることの申請をも依頼されていたのであるから、本件申告書に納税猶予に関する適格者証明書を添付して申告書を税務署に提出すべき注意義務を負っていたことは明らかである。それにもかかわらず、税理士はそれを怠っていたのであるから、委任契約上の債務不履行及び不法行為上の注意義務違反があるというべきである。

しかし、納税者が本件土地に係る相続税について、納税猶予措置を受けたとしても、その相続税の納付を免れることはできたと認め難いから、上記相続税相当額が納税者の損害であるとの主張は採用することができない。

ただし、税理士は、税務申告手続に通暁した被告の専門家としての知識・経験に信頼を寄せ、納税猶予措置の申請についても、このような専門家である税理士に委ねておけば、適確に行われるものと期待していたことが容易に推認されるところである。しかるに被告は税務事務の専門家として、このような期待を裏切り、その注意義務を懈怠して本件証明書等の添付をしないという初歩的な誤りを犯し、その結果本件土地に係る相続税について、納税猶予措置を受けることができなくなり、ひいては債務免除を受ける可能性のある地位を納税者は確定的に喪失させられてしまったのであって、これにより相当な精神的苦痛を受けたと認められ、こうした税理士の違法な行為によって納税者の被った精神的苦痛に対しては、慰謝料の支払義務を免れない。

③ 申告期限・特例期限徒過

この類型は、特例等の適用を受けるための手続に期限が設けられており、税理士がその期限を知らなかったり、失念したりして徒過してしまい、相続人等である納税者が特例の適

用を受けることができなくなる等によりトラブルになるものである。次のケースは、失念により特例適用期限を徒過してしまった失敗事例である。

(ケース9) 農地の納税猶予特例の申告失念⁽¹⁰⁾

【概要と納税者の主張】

税理士は被相続人の相続税申告業務の依頼を受け、依頼者から農地の納税猶予の特例を受ける旨の依頼を受けて、適用要件を満たす手続を完了させていたところ、相続税の申告書提出を失念し、法定申告期限内の申告ができなかった。税理士は、相続人よりの申告状況の問い合わせにより期限徒過の事実気づいたが、納税者は特例を受けることができず、損害賠償金を支払うことになった。

【保険会社の判断】

農地の納税猶予特例は、法定申告期限内に相続税申告書を提出する必要があるところ（措法70の6㉔）、失念した税理士には責任があると判断され、保険金が支払われた。

相続税の配偶者控除や小規模宅地等の特例は、申告期限までに遺産の分割が確定していないと、適用を受けることができないのが原則である。しかし、未分割であっても、相続

税申告書と一緒に「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出すれば、3年以内に遺産分割が確定した後、その日の翌日から4カ月以内に、税務署に更正の請求をすることにより、

特例の適用を受けることができる。

また、3年経過した時点で訴訟などを理由として未分割であっても、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を申告期限から3年たった日の翌日から2カ月以内に税務署長に提出して、承認を受ければ、さらに、その期間を延長することができる。その後、分割できない事情

がなくなった日（＝判決確定日など）から4カ月以内に遺産の分割をして、更正の請求等をすれば、特例適用を受けることがその時に可能とされている。

次のケースは、税理士が承認申請書の提出を失念したことにより、納税者との間でトラブルとなったものである。

(ケース10) 遺産が未分割である場合の小規模宅地等減額特例適用延長申請手続の失念⁽¹⁾

【概要と納税者の主張】

相続人間紛争で遺産が未分割であったため、納税者は当初申告において法定相続割合で申告を行っていた。申告業務を受任した税理士は、遺産分割が確定した時点で小規模宅地等減額特例を適用し、更正の請求等を行う旨を相続人に説明はしていたが、遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書を提出することを失念していた。そのため、納税者は、4年後に遺産分割が確定したものの、小規模宅地等減額特例の適用を受けることができず、承認申請書の提出失念は税理士の責任であるとして損害賠償請求を行った。

【保険会社の判断】

申請手続期限に関する税理士の不知がミスの原因であるとして、保険金を支払った。

このように特例適用の要件に期限が設けられている場合には、納税者ごとの期日管理を厳格に行い、期限内の手続をタイムリーに行っていく必要がある。

④ 説明不足・意思確認不足事例

この類型は、税法上の選択の有利不利や税額への影響などを納税者に説明して、納税者自身に意思決定してもらう基礎を提供しそこねた失敗事例である。

税理士は相続税の専門家として相続税の素人である納税者に制度内容、要件効果、メリットデメリットなどを幅広く説明して、あらゆる選択を本人にしてもらわなければならないとされている。さらに、説明するだけでは足りず、納税者が本心から理解したか、十分な納得と確信を持って決定したかにつき、その意思を徹底的に確認しなければならないと考えられている。

説明すべき事項で重要なものとしては、①

法定相続分や遺留分など民法における相続制度、②複数の選択肢がある小規模宅地等の特例制度、③相続人ごとの選択できる納税方法（延納、物納）、④未分割となった場合の取扱い、などであり、これらについてはできる限り書面で説明を行うことを心がける必要がある。

特に③の納税方法については、「相続税の修正申告の委任を受けた税理士に相続税の修正申告に係る租税の納付時期の説明をし、一括納付ができない場合には延納許可申請手続をするかどうかの意思確認をする義務があるとして損害賠償が認容された事例⁽²⁾」があることに注意が必要である。

さらに気をつけたいのが、税理士による相続税対策の提案業務における説明義務である。一般に、税理士は合法的な相続税対策を提案して、納税者にそのリスク等を十分に説明する必要があることは当然とされている。しかし、次のケースは、否認される可能性が大き

い節税策を提案した場合には、事前にリスクを十分に説明していたとしても、否認リスクの大きな対策を提案したというだけで、注意

義務違反の過失があるとする、大変厳しい判決である。

(ケース11) 相続税対策の説明不足⁽¹³⁾

【概要】

税理士が考案した相続税対策をその勧誘、指導に基づき実行することとし、対策の一環として贈与者が保有していた同族会社株式を配当還元方式による評価額により、ある人に贈与し、財産から除外したところ、税務当局からこの株式の評価を配当還元方式により算定するのは相当ではないことなどを理由に、受贈者が11億円超に及ぶ贈与税の更正処分及び賦課決定処分を受けた。

【納税者の主張】

受贈者等と税理士は、現行の課税実務において適用する内容の合法的な相続税対策を助言、指導することについて委任契約を締結したが、にもかかわらず、税理士は、現行の課税実務において通用しない内容の相続税対策を助言、指導し、受贈者は更正処分等を受けた。よって、税理士は、本件委任契約の債務不履行により受贈者らが被った損害について賠償すべき責任がある。

【裁判所の判断】

税理士は、租税立法、通達及び課税実務等について専門的知識を有するのであるから、立法の趣旨に反せず、課税実務において認められる内容の相続税対策を考案し、これをもって税務相談をすべき注意義務があるというべきである。

また、税理士が考案した本件相続税対策は、租税立法の趣旨を大きく逸脱しており、課税実務上到底認め難いものであることなどの事情から、この対策が税務当局から否認されるおそれがあることは十分に予見することが可能であったというべきであり、それにも関わらず、注意義務に反して課税実務において否認されるような本件相続税対策を考案し、これをもって税務相談をさせたことについて過失が認められる。

3 トラブル回避の予防策

以上のようなトラブルを回避するためにはどうしたらよいのであろうか。

抽象的には、税理士に要求されている注意義務の程度を十分に理解し、その義務を果たすことにつきる。

すなわち、①高度注意義務、②忠実義務、③指導、助言、説明、情報提供義務、④業務補助者（使用人等）に対する指導・監督義務、を履行することである⁽¹⁴⁾。

ここで、高度注意義務とは、税理士は納税

者の利益の最大化を考えて業務を遂行しなければならないとともに、適正な納税義務の実現を図らなければならないという高度で広範囲な注意義務である。したがって、税理士は、専門家として常に研究研鑽に努め、専門的能力を維持向上させることが必要とされる。

忠実義務とは、依頼者が述べた事実や提示された資料の範囲内で依頼されて業務を遂行すれば足りるものではなく、税務の専門家として、さらに深く事実関係を究明し、とるべき方法が複数ある場合には、納税者にもっとも有利な方法を選択することを要求する義務である。

指導、助言、説明、情報提供義務とは、依頼者に正確な租税に関する情報を提供し、十分説明し、納税者が正しい判断ができるよう適切な指導・助言を行うことを求める義務である。

業務補助者（使用人等）に対する指導・監督義務とは、使用人等にも税理士と同じ高度な注意義務が要求されることから、その指導監督を要求する義務である。

抽象的にはともかく、実務において具体的にどのような対応⁽⁹⁾をすれば、上記注意義務を履行したことになるのか、一般的には次のようなことを実践する必要があると考えられている。

① 契約書を作成する。

税理士の業務の受託範囲と報酬を明らかにして、依頼者の期待と現実の業務のレベルをすりあわせておく。その中で報酬も明示し、依頼者へ安心を提供する。

② 現場、現物を大切にする。

書類上だけで評価をせず、現場や現物に接触し適正な評価を行う。

③ 書面により説明し、重要な事項については確認書をもらう。

説明責任を果たしたことを立証するため、説明はできるだけ書類で行い、特例選択などの重要な項目については、相続人等の意思を確認するため確認書を入手する。

④ 定期的な報告会、検討会を開催する。

⑤ 業務知識や業務手順などできるだけチェックリスト化し漏れないように気をつける。

⑥ 従業員等のダブルチェック体制を構築する等。

以上見てきたように税理士には相当高度な義務が課されており、なじみの薄い相続税申告業務においては、十二分な注意が必要である。

(注)

- (1) 本稿における類型は、『2011年度版・税理士職業賠償責任保険事故事例』（日税連保険サービス、2011）8頁の「4. 事故原因の類型」を参考にして筆者が相続税を念頭において区分したものである。
- (2) 東京地裁・平成24年1月30日判決。TAINSコードZ999-0131。
- (3) 東京地裁・平成10年9月18日判決。TAINSコードZ999-0025。
- (4) 前掲注1・保険事故事例・28頁
- (5) 前掲注1・保険事故事例・28頁
- (6) 東京地裁・平成16年12月14日判決。TAINSコードZ999-0088。
- (7) さいたま地裁・平成15年1月16日判決、TAINSコードZ999-0086。東京高裁・平成15年12月25日判決。TAINSコードZ999-0087。
- (8) 前掲注1・保険事故事例・26頁
- (9) 東京地裁・平成16年3月31日判決。TAINSコードZ999-0097。
- (10) 前掲注1・保険事故事例・26頁
- (11) 前掲注1・保険事故事例・29頁
- (12) 東京高裁・平成7年6月19日判決。TAINSコードZ999-0009。
- (13) 東京地裁・平成10年11月26日判決。TAINSコードZ999-0047。
- (14) 注意義務の各種の意義と内容については、日本税理士会連合会業務対策部『税理士業務に関する損害賠償責任（税理士の専門家責任）とその対応【増補改訂版】』（2006年）5～6頁参照。
- (15) トラブル回避の具体策については、日本税理士会連合会『税理士の専門家責任を実現するための100の提案』（2009年）83～99頁及び前掲注14・対応・27頁以下参照。

【参考文献】

- ・ 内田久美子『判例解説 税理士の損害賠償責任』（大蔵財務協会、2010年）
- ・ 日本税理士会連合会業務対策部『税理士業務に関する損害賠償責任（税理士の専門家責任）とその対応【増補改訂版】』（2006年）
- ・ 日本税理士会連合会『税理士の専門家責任を実現するための100の提案』（2009年）